

質 疑 応 答 書

事業名 令和8年度女性の就労環境整備の推進事業実施業務

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	P2 (3) 研修会 の運営 ア 講師の 手配	<p>仕様書 第4条(3)ア「講師は、社会保険労務士やキャリアコンサルタントなどの有資格者をはじめ、女性活躍推進に深い見識のある者とする。」について質問です。</p> <p>① 有資格者であることは必須条件でしょうか。</p> <p>② 必須条件でない場合、講師の選定・審査にあたって、「有資格者であること」と「女性活躍推進支援における豊富な実務経験・実績を有すること」では、どちらをより重視されますでしょうか。</p>	<p>① 「社会保険労務士やキャリアコンサルタントなどの有資格者」であることは、講師の必須条件ではありません。</p> <p>「女性活躍推進に深い見識のある者」であることは、講師の必須条件です。</p> <p>② 講師は、「女性活躍推進に深い見識のある者」を必須条件としています。「有資格者であること」と「女性活躍推進支援における豊富な実務経験・実績を有すること」のいずれかをもって講師の優劣を単純に比較することはできませんので、講師が「女性活躍推進に深い見識のある者」であることが分かるよう、経歴などを詳しく記載してください。</p>

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。